

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 公開草案からの主な修正(案)の概要

○ 任意適用の時期の明確化

【企業等の競争力強化の観点から2010年3月期から任意適用を認めてほしい。】

(企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会)[P13]

(公開草案) ・2010年3月期の年度から任意適用を認めることが考えられるが、諸課題の取組状況、国際的な動向を見極めた上で判断する必要

(修正案) ・2010年3月期の年度から任意適用を認めることが適当である。

○ 任意適用の対象となる企業及び監査人の要件の明確化

【任意適用の対象となる企業等の範囲について、基本的考え方は賛成であるが、一定水準以上にある必要があるのではないか。】(東京電力(株)、日本貿易会、日本経済団体連合会)[P8、11]

(公開草案) ・「国際的な財務活動を行っている企業」又は「市場において十分周知されている一定規模以上の企業」の連結財務諸表

(修正案) ・「国際的財務・事業活動を行っている企業」の連結財務諸表(及びその上場子会社の連結財務諸表)

(IFRSの改訂状況等により適用対象を拡げるか当局が適切に判断することが適当)

(公開草案) ・一定の教育、研修等を受けていること

・監査事務所は審査体制整備を要件

(修正案) ・一定の教育、研修等を受け、知識、能力及び経験を有していること

・監査事務所は、教育・研修、業務の実施、審査等の方針設定等を含めた体制整備が必要

○ 強制適用の時期の具体的明記

【作成者等の準備の観点から、強制適用の時期を明記してほしい。】(企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、日本貿易会、新日本有限責任監査法人、日本経済団体連合会)[P15]

(公開草案) ・強制適用の判断の時期は、とりあえず2012年を目途とするが前後し得る

(修正案) ・前後し得るが、とりあえず2012年を目途

(公開草案) ・移行が適当と判断された場合は、実務対応上必要かつ十分な準備期間(少なくとも3年間)を確保

(修正案) ・判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要(すなわち2012年に強制適用を判断する場合には、2015年又は2016年に適用開始)

- 強制適用にあたっての段階適用の検討
 【一斉適用のみならず、段階適用の選択肢も検討してほしい。】(東京電力㈱、監査法人トーマツ、日本証券アナリスト協会、あずさ監査法人、日本貿易会、日本経済団体連合会)[P15]
 - (公開草案) ・上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行
 - (修正案) ・IFRSを段階的に適用するか、一斉に適用するかは、IFRSの強制適用を判断する際に、改めて検討・決定

- 強制適用時の別記事業についての記載の追加
 【(電力などの)別記事業については、規制や監督との関係などを含め慎重な検討が必要である旨の記載をしてほしい。】(東京電力㈱、全国銀行協会、電気事業連合会、生命保険協会、日本経済団体連合会)[P15]
 - (公開草案) ・別記事業については、各所管当局が対応の必要性の検討を行っておく必要
 - (修正案) ・別記事業については、規制や当局の監督との関係、財務諸表の作成負担などの観点からの別途の検討も必要

- 個別財務諸表の開示のあり方の見直しに関する記載
 【IFRSの採用を機に、個別財務諸表のあり方を抜本的に簡素化することが必要であり、その方向性を明示してほしい。】(東京電力㈱、電気事業連合会、日本貿易会、日本経済団体連合会)[P16]
 - (公開草案) ・個別財務諸表作成のコスト等の記載はあるが、開示のあり方等に関する記載はなし。
 - (修正案) ・個別財務諸表の開示のあり方についても強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う必要がある。

- IASBに対する早期かつ連携した意見発信の必要性の強調[P9]
 - (修正案) ・IASBの基準設定に際しては、その検討の早期の段階から、ASBJのみならず幅広い関係者が海外の関係者とも連携しつつ、積極的かつ効果的な意見発信を行っていく必要がある旨の文言を追加

- コンバージェンスの継続の必要性の強調[P3]
 - ・引き続きコンバージェンスの継続が必要である旨の文言等の修正・強調
 - (修正案) ・「東京合意における既存の差異以外のIASBでの検討中の基準を含め」等の文言を追加